

•よくわかる簿記シリーズ

Text

合格テキスト 日商簿記 **1** 級

商 業 簿 記 学
会 計 学

TAC簿記検定講座 著



テーマ 3 有価証券

ここでは、有価証券について学習する。特に、所有目的などにより評価基準や表示方法が異なるので、十分な理解が必要である。

1

有価証券とは

有価証券とは、証券取引法第二条一項および第二条二項に掲げられているものをいい、具体的には、(1)公債証券（国債証券、地方債証券）、(2)社債券、(3)株券、(4)新株予約権証券、(5)証券投資信託の受益証券、(6)貸付信託の受益証券などが該当する。

2

有価証券の分類

1. 保有目的による分類

(1) 売買目的有価証券 ⇒ 売買目的で保有

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的（トレーディング目的）として保有する有価証券をいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われる。

(2) 満期保有目的の債券 ⇒ 満期まで保有

満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券をいい、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されている。

(3) 子会社株式・関連会社株式 ⇒ 支配目的などで保有

子会社株式とは、当社の子会社が発行している株式をいい、関連会社株式とは、当社の関連会社が発行している株式をいう。

親会社とは、他の会社等の意思決定機関（株主総会、取締役会など）を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社等をいう。親会社および子会社または子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

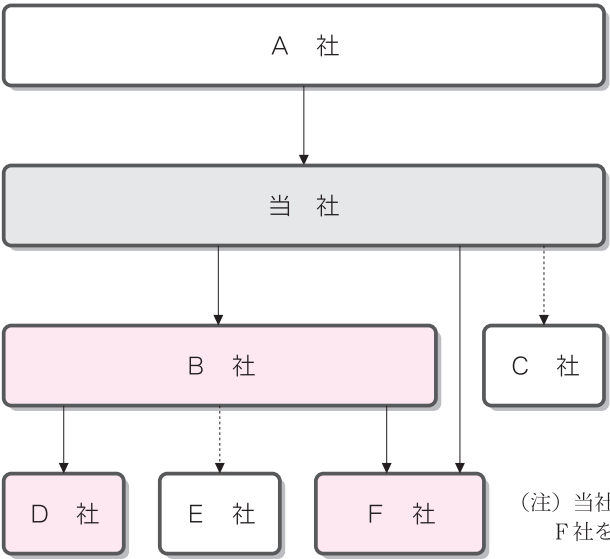
関連会社とは、会社（当社の子会社を含む）が、出資、人事、資金、技術、取引などの関係を通じて、子会社以外の他の会社等の意思決定に対して重要な影響を与えられることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

当社からみて親会社、子会社、関連会社とは、次のような会社等をいう。

親 会 社	当社の意思決定機関を支配している会社等
子 会 社	当社が意思決定機関を支配している会社等
関 連 会 社	当社が意思決定に重要な影響を与えることができる会社等

具体的には、次のようになる。

〈例〉 —————> = 支配している場合
 > = 重要な影響を与えることができる場合



(注) 当社は、B社と協力して F社を支配している。

親 会 社	A社
子 会 社	B社, D社, F社
関 連 会 社	C社, E社

研究

子会社・関連会社の判定基準

子会社および関連会社の詳細な判定基準は次のとおりである。

1. 子会社の判定基準

子会社とは、当社が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいう。当社および当社の子会社または子会社が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、当社の子会社とみなす。

他の会社等の意思決定機関を支配している場合とは、次のような場合をいう。ただし、他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるとき、破産会社、更生会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等は除かれる。

- (1) 他の会社等の議決権の過半数（50％超）を自己の計算において所有している場合
- (2) 他の会社等の議決権の40％以上、50％以下を自己の計算で所有している場合であって、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 自己の計算において所有する議決権と自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有する議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合。
 - ② 役員、業務を執行する社員もしくは使用人である者またはこれらであった者で自己が他の会社等の意思決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ③ 他の会社等の重要な意思決定を支配する契約等が存在する場合。
 - ④ 他の会社等の資金調達額（負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む）を行っている場合（自己と緊密な関係にある者が行う融資と合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む）。
 - ⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- (3) 自己の計算において所有している議決権と自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、上記(2)の②～⑤のいずれかの要件を満たす場合。

2. 関連会社の判定基準

関連会社とは、当社が、子会社以外の他の会社等の意思決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

他の会社等の意思決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次のような場合をいう。ただし、重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるとき、破産会社、更生会社等であって、重要な影響を与えることができないと認められる会社等は除かれる。

- (1) 子会社以外の他の会社等の議決権の20%以上を自己の計算において所有している場合
- (2) 子会社以外の他の会社等の議決権の15%以上、20%未満を自己の計算で所有している場合であって、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 役員、業務を執行する社員もしくは使用人である者またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の意思決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役等に就任している場合。
 - ② 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っている場合。
 - ③ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供している場合。
 - ④ 子会社以外の他の会社等との間に重要な営業上または事業上の取引があること。
 - ⑤ その他子会社以外の他の会社等の意思決定機関に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- (3) 自己の計算において所有している議決権と自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合に子会社以外の他の会社等の議決権の20%以上を占めている場合であって、かつ、上記(2)の①～⑤のいずれかの要件を満たす場合。

(4) その他有価証券 ⇒ 長期保有目的などで保有

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券をいう。その他有価証券には、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や持ち合い株式のように業務提携の目的で保有する有価証券が含まれる。

2. 表示科目と表示区分による分類

売買目的有価証券および1年以内に満期の到来する社債その他の債券は、流動資産に「有価証券」として表示し、その他の有価証券は、原則として、固定資産（投資その他の資産）に「投資有価証券」として表示する。ただし、子会社株式および関連会社株式は、独立した科目で表示する。

保有目的による分類	B/S上の表示科目	B/S上の表示区分
売買目的有価証券	有 価 証 券	流動資産
満期保有目的の債券	投 資 有 価 証 券	固定資産（投資その他の資産）（注1）
子 会 社 株 式 関 連 会 社 株 式	関 係 会 社 株 式	固定資産（投資その他の資産）（注2）
そ の 他 有 価 証 券	投 資 有 価 証 券	固定資産（投資その他の資産）（注1）

（注1）1年以内に満期の到来する社債その他の債券は、売買目的有価証券と同様に、流動資産に「有価証券」として表示する。

（注2）簿記検定1級の試験では、子会社株式のみを「子会社株式」として独立表示することもある。

補 足

利息法と定額法

「取得差額」が「金利調整差額」であると認められる場合、利息法による償却原価法を適用することが理論的である。しかし、法人税法上は定額法による償却原価法の適用しか認められていないことから、償却原価の二重計算を強いないようにするため、定額法による償却原価法の適用も容認されている。

3. 子会社株式・関連会社株式 ⇨ 取得原価で評価

「子会社株式」および「関連会社株式」は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

設 例 3 - 7

仕 訳

次の資料により、決算整理仕訳を示しなさい。なお、会計期間は1年、当期は×1年4月1日から×2年3月31日までである。

(資料1) 決算整理前残高試算表(一部)

決算整理前残高試算表		(単位:円)
	×2年3月31日	
子 会 社 株 式	1,500	
関 連 会 社 株 式	1,300	

(資料2) 決算整理事項

×2年3月31日現在における子会社株式の時価は1,600円、関連会社株式の時価は1,200円である。

【解答・解説】

「子会社株式」および「関連会社株式」は、取得原価をもって貸借対照表価額とするため、「仕訳なし」となる。

仕 訳 な し

4. その他有価証券

(1) 期末評価 ⇨ 時価で評価

「その他有価証券」は、時価をもって貸借対照表価額とし、「評価差額」は原則として純資産直入（純資産の部の科目で処理）される。

「その他有価証券」は、長期的には売却する可能性がある有価証券であるため、売買目的有価証券と同じく決算時において時価評価することとしたが、評価差額は事業遂行などの必要性からただちに売買・換金を行うことには制約をとまなう要素もあり、当期の損益として処理することは適切ではないため、純資産直入することになる。

(2) 会計処理

「評価差額」の会計処理については、「全部純資産（資本）直入法」または「部分純資産（資本）直入法」の2つの方法が認められている。なお、「その他有価証券」の「評価差額」の会計処理は洗替方式によるため、翌期首において再振替を行う。

① 全部純資産（資本）直入法 ⇨ 「評価差額」を「純資産の部」に計上

全部純資産（資本）直入法とは、「評価差額（評価差益および評価差損）」の合計額を貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上する方法である。

(a) 取得原価<時価 の場合 ⇨ 「評価差益」の処理

当 期 末 (決算整理)	(その他有価証券)	××	(その他有価証券評価差額金) B/S純資産の部に計上	××
翌 期 首 (再振替)	(その他有価証券評価差額金)	××	(その他有価証券)	××

(b) 取得原価>時価 の場合 ⇨ 「評価差損」の処理

当 期 末 (決算整理)	(その他有価証券評価差額金) B/S純資産の部に計上	××	(その他有価証券)	××
翌 期 首 (再振替)	(その他有価証券)	××	(その他有価証券評価差額金)	××

② 部分純資産（資本）直入法 ⇨ 「評価差益」を「純資産の部」、「評価差損」を「営業外費用」に計上

部分純資産（資本）直入法とは、「評価差益」は貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上するが、「評価差損」は「その他有価証券評価損益（または投資有価証券評価損益）」として当期の損失（損益計算書の「営業外費用」の区分）に計上する方法である。

評価差額	表示科目	表示区分
評価差益	その他有価証券評価差額金	B/S純資産の部
評価差損	その他有価証券評価損 (投資有価証券評価損)	P/L営業外費用

(a) 取得原価<時価 の場合 ⇨「評価差益」の処理

当 期 末 (決算整理)	(そ の 他 有 価 証 券)	××	(<u>その他有価証券評価差額金</u>) B/S純資産の部に計上	××
翌 期 首 (再 振 替)	(その他有価証券評価差額金)	××	(そ の 他 有 価 証 券)	××

(b) 取得原価>時価 の場合 ⇨「評価差損」の処理

当 期 末 (決算整理)	(<u>その他有価証券評価損益</u>) その他有価証券評価損	××	(そ の 他 有 価 証 券)	××
翌 期 首 (再 振 替)	(そ の 他 有 価 証 券)	××	(<u>その他有価証券評価損益</u>) その他有価証券評価益	××